

西予市農業委員会 令和7年5月定例総会 議事録

1. 開催日時 令和7年5月23日（金）午後1時30分

2. 開催場所 西予市役所 5階 大会議室

3. 出席委員 38名（1～19番：農業委員、20～38番：農地利用最適化推進委員）

議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席
1番	中村 吉年	○		2番	和氣 公三	○		3番	宇都宮文隆	○	
4番	土居 賢一	○		5番	菊池 茂守	○		6番	大久保 卓	○	
7番	大塚 好宏	○		8番	大塚 康倫	○		9番	小笠原 優	○	
10番	兵頭 暁彦	○		11番	高橋 真也	○		12番	河野 宗利	○	
13番	楠 義博	○		14番	重原あゆみ	○		15番	水口 宏文	○	
16番	岡山 圭太	○		17番	角藤 博文	○		18番	堀内 昭利	○	
19番	泉原 猛男	○		20番	西井 敏文	○		21番	和氣 右記	○	
22番	瀧野 清美	○		23番	芝 幹夫	○		24番	三瀬 清隆	○	
25番	水野 久利	○		26番	矢野 数也	○		27番	佐竹 誠二	○	
28番	藤本 敦	○		29番	岩本 哲也	○		30番	三好 輝夫	○	
31番	橋本 保徳	○		32番	鈴木久仁翁	○		33番	久重 儀之	○	
34番	石山 高男	○		35番	梅川 俊一	○		36番	宇都宮 聡	○	
37番	井上 明宏	○		38番	松本 修一	○					

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第17号 農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第18号 農地現況証明について
- 日程第5 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第25号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 日程第9 議案第26号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表（案）について

6. 出席した事務局職員

事務局長 亀岡 敦志 事務局次長 木崎 真近
 農地係長 井上 誠教 農地係主査 二宮 裕一

7. 会議の概要

亀岡局長	<p>ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。</p> <p>ただいまから令和7年5月の定例総会を開会いたします。それでは、開会にあたりまして、中村会長があいさつを申し上げます。</p>
中村会長	<p>みなさん、こんにちは。大変暑くなってきております。特に米農家の方は、田植えで大変忙しいと思いますので、熱中症等には十分に気をつけて仕事をしていただけたらと思います。今、世間で一番注目があるのは令和の米騒動ということで、どうも農林水産大臣の首がすり替えられたようで、小泉さんが忖度なしでやるということで頑張ってくれております。大変気になるところではございますが、注目していきたいと思っております。本日はですね、報告2件、議案5件でございます。是非、スムーズな進行にご協力お願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。</p>
亀岡局長	<p>ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行は規則によりまして中村会長が務めます。</p>
中村会長	<p>議事に入る前に、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」5ページ、整理番号12番について、3筆のうち、三瓶町鳴山●●●番●の1筆については、申請から除かれましたので報告します。</p> <p>また、あらかじめ申し上げます。農地法等の議決権は、農業委員のみとなります。総会における採決は基本、農業委員による挙手を以って行いますのでご承知ください。</p>
中村会長	<p>それでは、ただいまから5月定例総会を開会いたします。本日の出席委員は、農業委員19名中19名、農地利用最適化推進委員19名中19名で定足数に達しており、総会は成立しています。</p>
中村会長	<p>次に、日程第1「議事録署名委員の指名について」議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし。との声)</p>
中村会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、3番 宇都宮委員、20番 西井委員のお二人に申し上げます。</p>
中村会長	<p>次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>会期は、本日1日間と致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし。との声)</p>
中村会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日1日間と決定しました。</p>
中村会長	<p>次に、日程第3、報告第17号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>報告第17号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告いたします。議案書の2ページ、3ページをご覧ください。今月の合意解約は、農業経営基盤強化促進</p>

	<p>法に基づく賃借権の解約が9件、使用貸借権の解約が1件となっています。以上で「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告を終わります。</p>
中村会長	<p>次に、日程第4、報告第18号「農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
井上係長	<p>報告第18号「農地現況証明について」報告いたします。議案書の3ページをご覧ください。整理番号1番、申請人、三瓶町垣生●●●●から提出のあった証明願いは、農業委員、5番 菊池委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となります。以上で「農地現況証明について」報告を終わります。</p>
中村会長	<p>次に、日程第5、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書の4ページ、5ページをご覧ください。今月の農地法第3条の規定による許可申請は13件でございます。権利別では、所有権移転の売買が7件、贈与が5件、使用貸借権の設定が1件です。なお、法第3条第2項各号の判断については、お手元にお配りしております別添調査書の1ページから13ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
中村会長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農地利用最適化推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号1番、2番をお願いします。</p>
28番藤本委員	<p>整理番号1番の案件につきまして、28番 藤本が報告します。5月21日、午前9時から受人立会いの下、中村農業委員と現地確認を行いました。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということでもあります。取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題ないことから、許可要件をすべて満たしております。受人は、1ターンの若手農家として意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
28番藤本委員	<p>整理番号2番の案件につきまして、28番 藤本が報告します。5月21日、午前9時30分から受人立会いの下、中村農業委員と現地確認を行いました。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということでもあります。取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題ないことから、許可要件をすべて満たしております。受人は、地区のリーダー的中核農家であり、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。</p>
中村会長	<p>3番をお願いします。</p>
23番芝委員	<p>整理番号3番の案件につきまして、23番 芝が報告いたします。このたびの申請地は、受人の実家に隣接する農地で、ご両親が亡くなられた後、住まいのある松山市より生活の拠点をこちらに移し、以前より申請地を耕作しているようです。渡人とは親戚関係で今回に至ったようです。5月19日に宇都宮農業委員と現地確認を行いました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、許可要件等も問題なく地域営農への影響もないと思います。</p>

中村会長	4番をお願いします。
24 番三瀬委員	整理番号4番を24番三瀬が報告いたします。渡人は、高齢で施設に入居しており、また息子も市外に住んでいるため、申請地と隣接する住宅を受人に売却することになりました。受人は今回初めて農地を取得しますが、営農計画書を提出しており問題ないと思います。申請地は、渡人、受人、行政書士立会いの下、重原農業委員と農地であることを確認しました。
中村会長	5番、6番をお願いします。
36 番宇都宮委員	整理番号5番の案件につきまして36番宇都宮が報告します。5月20日、大塚農業委員と現地確認しました。受人は、隣接する空き家の購入に伴い取得するということであり、取得後にはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題ないことから、許可要件をすべて満たしております。また、申請地は耕作されていることを確認しました。周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。
36 番宇都宮委員	続きまして、整理番号6番の案件について36番宇都宮が報告します。5月20日、大塚農業委員と現地確認しました。受人は、譲渡人からの譲渡により農地を取得し、営農することでした。取得後には、すべての農地を利用すること機械、労働力、技術、通作距離などからみても問題ないことから、許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。
中村会長	次に7番、8番をお願いします。
30 番三好委員	整理番号7番の案件につきまして、30番三好が報告します。受人は経営規模を拡大するために取得したいということです。取得後にはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。
30 番三好委員	整理番号8番の案件につきまして、30番三好が報告します。受人は経営規模を拡大するために取得したいということです。取得後にはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしております。また申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。
中村会長	えっと、発表の時はですね、起立をして発表していただきたらと思いますので、よろしく願いいたします。9番をお願いします。
34 番石山委員	整理番号9番の案件につきまして、34番石山が報告します。受人は、現在と同様に農業経営を行う予定であるとのこと。現在は、譲渡人とともに耕作をされているようですが、今後の農業経営においては問題ないと思います。
中村会長	10番をお願いします。

29 番岩本委員	<p>整理番号 10 番の案件につきまして、29 番 岩本が報告いたします。譲渡人の方が高齢で後継者もおらず、そのような理由で受人に相談したところ、立地条件が良く、受人所有の農地も隣接しており、良い状態だった、水利においても申し分ない状態であった、またその受人は、井手長もされていて、良い状態になるということだったので報告します。なお、譲渡される農地は農地として耕作されていることを確認しました。また、農業に意欲的に取り組んでいるので大丈夫と思っております。</p>
中村会長	<p>11 番、12 番をお願いします。</p>
33 番久重委員	<p>整理番号 11 番の案件につきまして、33 番 久重が報告します。5 月 16 日に菊池農業委員、受人とで現地確認を行いました。受人は、八幡浜市の方であり農業を営んでおりますが、現地が三瓶町にあり、ちょうど八幡浜市と三瓶町の山頂での経営規模拡大になります。取得後におきましては、すべての農地を利用し、機械、技術、通作距離からみても問題はなく、許可要件を満たしております。また、申請地は農地として現在も耕作されており、意欲的に営農に取り組んでおります。周辺農地や地域営農への影響はないと思います。</p>
33 番久重委員	<p>続きまして、整理番号 12 番の案件につきまして、33 番 久重が報告します。同じく 5 月 16 日に菊池農業委員、受人とで現地確認を行いました。受人は、経営規模を拡大するため親子間での使用貸借権の申請を行いました。取得後におきましては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離からみても問題なく、許可要件を満たしております。また、申請地は農地として現在も耕作されており、意欲的に営農に取り組んでおります。周辺農地や地域営農への状況はないと思います。</p>
中村会長	<p>13 番をお願いします。</p>
20 番西井委員	<p>整理番号 13 番の案件につきまして、20 番 西井が報告します。譲渡人より譲受人への所有権を移転したいので申請をされました。譲受人は家庭菜園をされていました。堀内農業委員と受人の 3 人で現地を確認いたしました。</p>
中村会長	<p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。 ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
中村会長	<p>特に補足説明等もありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
19 番泉原委員	<p>議長。</p>
中村会長	<p>はい、どうぞ。</p>
19 番泉原委員	<p>一点だけお尋ねいたします。別添意見書 3 ページの一番下の欄に水田とのみ記載されておるのですが、水田だけじゃなく畑もあるわけなので、これちょっと文言を替えられたほうがよいんじゃないかと思うので、返答をお願いします。</p>

二宮主査	失礼します。ご指摘いただきありがとうございます。事務局で作成する際に、この部分を見落としておりました、申し訳ありません。今、おっしゃられたように地域調和の欄の文言を「取得する農地は水田及び畑であり、取得後も水田及び畑として利用すること」という形にご修正を願えたらと思います。大変ありがとうございます。
中村会長	よろしいですか。
19 番泉原委員	はい。
中村会長	他にございませんか。 (質疑なし)
中村会長	質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。 お諮りいたします。日程第5、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番から13番までの13件を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
中村会長	全員賛成と認めます。 よって、日程第5、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番から13番までの13件を原案のとおり許可することに決定しました。
中村会長	次に、日程第6、議案第23号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
井上係長	議案第23号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。今月の農地法第4条第1項の規定による申請は3件です。 はじめに、整理番号1番ですが、転用場所は宇和町田苗真土の畑、面積87㎡の1筆です。農地区分は、10ha以上の連担した農地の広がりがないため第2種農地と判断いたしました。転用目的は駐車場及び庭ということですが、例外許可事由の集落接続に該当すると考えます。 続きまして整理番号2番ですが、転用場所は宇和町山田の畑、面積231㎡の1筆です。農地区分は、10ha以上の連担した農地の広がりがないため第2種農地と判断いたしました。転用目的は進入路及び駐車場ということですが、例外許可事由の集落接続に該当すると考えます。 最後に整理番号3番ですが、転用場所は宇和町上松葉の田、面積980㎡の1筆です。農地区分は、都市計画区域内の近隣商業地域にあたるため第3種農地と判断いたしました。転用目的は集合住宅ということですが、第3種農地のため原則、許可の事案と考えます。 その他の要件につきましては、別添意見書14ページから16ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。
中村会長	ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。整理番号1番をお願いします。

12 番河野委員	<p>受付番号1番の案件を12番 河野が報告いたします。5月21日に和氣推進委員とともに現地確認を行いました。この申請は、申請地を進入路、また駐車場及び庭として利用したいということでもあります。現地はすでに駐車場と庭が整備されています。敷地内は、ブロック塀が施され、隣接の宅地、農地に土砂流出の防止となり、また排水は配管により直に農業水路に排水されますので、周辺農地や営農に支障はないものと思われます。始末書も提出されていることを確認しております。</p>
中村会長	<p>2番をお願いします。</p>
14 番重原委員	<p>整理番号2番の案件について、14番 重原が報告します。申請者は、住宅の売却を考えており話を進めていたところ、宅地の一部と進入路が農地と判明し、今回の申請にいたりました。すでに住宅が建っていますが、周辺の農地や営農に支障はないと思います。申請地は、申請者、行政書士立ち合いの下、三好推進委員と確認しました。始末書も提出されていることを確認しております。</p>
中村会長	<p>3番の案件をお願いします。</p>
7 番大塚委員	<p>3番の案件を7番 大塚が報告します。5月20日に宇都宮推進委員と現地確認を行いました。受付番号3番の申請は、アパートを建築するためのものですが、西側は市道、南側は宅地、北側と東側は水田ですが、転用の同意を得ているので支障はないものと思われます。</p>
中村会長	<p>現地の状況につきましては、農業委員からの報告がありました。 ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
中村会長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑もないようですので質疑を終結とし、日程第6、議案第23号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番から3番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村会長	<p>全員賛成と認めます。 よって、日程第6、議案第23号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番から3番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。</p>
中村会長	<p>次に、日程第7、議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」</p>

<p>井上係長</p>	<p>を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p> <p>議案第 24 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の 6 ページをご覧ください。今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による申請は 2 件です。権利別では所有権移転の売買が 1 件、贈与が 1 件となります。</p> <p>はじめに整理番号 1 番ですが、転用場所は野村町蔵良の畑、面積 260 m²の 1 筆です。農地区分は、10ha 以上の連担した農地の広がりがあるため第 1 種農地と判断いたしました。転用目的は自己住宅ということですが、例外許可事由の集落接続に該当すると考えます。</p> <p>続きまして整理番号 2 番ですが、転用場所は三瓶町朝立の畑、面積 263 m²の 1 筆です。農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域にあたるため第 3 種農地と判断いたしました。転用目的は倉庫及び駐車場ということですが、第 3 種農地のため原則、許可の事案と考えます。</p> <p>以上、農地区分及びその他の要件につきましては、別添意見書 17 ページ、18 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
<p>中村会長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号 1 番をお願いします。</p>
<p>13 番楠委員</p>	<p>整理番号 1 番を 13 番 楠が報告します。5 月 11 日に現地確認を行いました。受付番号 1 番の申請は、申請人が現在借家住まいで、子どもの誕生に伴いまして手狭となったため、個人住宅を建築されるものですが、隣接農地に排水が侵入しない配管や、農地への日陰を配慮した建物の配置計画となっており、周辺農業への支障はないものと思われま</p>
<p>中村会長</p>	<p>2 番をお願いします。</p>
<p>5 番菊池委員</p>	<p>2 番の案件を 5 番 菊池が報告いたします。5 月 16 日に久重推進委員、申請人の 3 名で現地確認を行いました。申請人は近隣に居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え、駐車場も足りなくなったことから、申請地に車庫兼倉庫の建設をしたく申請するものです。隣接農地に排水が侵入しない配管や、農地への日陰を配慮した建物の配置計画になっております。周辺農業への影響はないものと思われま</p>
<p>中村会長</p>	<p>現地の状況につきましては、農業委員からの報告がありました。</p> <p>ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
<p>中村会長</p>	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。</p> <p>ただ今の事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>中村会長</p>	<p>質疑もないようですので質疑を終結とし、日程第 7、議案第 24 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番、2 番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手をお願いいたします。</p>

	(全員挙手)
中村会長	全員賛成と認めます。よって、日程第7、議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番、2番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。
中村会長	次に、議案第25号については、15番水口委員が農業委員会法第31条、議事参与の制限にあたるので、退席をお願いいたします。関係議案の審議終了後に入室・着席していただきます。 《15番 水口委員 退席》
中村会長	次に、日程第8、議案第25号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
木崎次長	今月の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による案件は5件でございます。議案書の7ページ、8ページをご覧ください。 西予市長より令和7年5月8日付けで農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求められております。利用権の新規設定が5件です。利用権設定をする者が5名、設定を受ける者が同じく5名、うち地域計画内の案件が2件でございます。利用権設定面積は9,322㎡、筆数が6筆です。以上の計画内容は、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で提案説明を終わります。
中村会長	事務局の提案説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。 (質疑なし)
中村会長	質疑もないようですので質疑を終結といたします。お諮りいたします。日程第8、議案第25号「農用地利用集積等促進計画（案）について」利用権設定の5件を、原案のとおり異議ない旨意見することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
中村会長	全員賛成と認めます。よって、日程第8、議案第25号「農用地利用集積等促進計画（案）について」利用権設定の5件は、原案のとおり異議ない旨西予市長に意見することに決定しました。 《15番 水口委員 着席》
中村会長	次に、日程第9、議案第26号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。なお、この案件につきましては農業委員、農地利用最適化推進委員の全員の採決を求めますので、よろしくをお願いいたします。
木崎次長	別冊のA4縦のホチキス留め、議案第26号をご覧ください。 農業委員会等に関する法律第37条等の規定に基づき、農業委員会は農地利用最適化活

	<p>動について内容を取りまとめ、国・県へ報告、併せてホームページで公表するよう定められております。毎年3月末までに「翌年度の目標」を、毎年5月末までに「前年度の実施・実績状況」の2つをまとめます。令和7年度の目標については、3月定例総会において前委員に審議・決定をいただき、すでにホームページで公表しておりますので、本日は「令和6年度の実施・実績状況」を（案）として議案上程しております。簡潔に説明いたします。</p> <p>1, 2ページ、こちらは令和7年4月1日現在の西予市農業委員会の体制と農業の概要を、農林業センサス等の数値を引用し掲載したものでありますので割愛します。</p> <p>3ページをご覧ください。一番下の「(3) 新規参入の促進」においては、令和6年度に経営開始資金を受け、認定新規就農者となられた方が5名、その方々への新規集積面積も4.3haと年々増加傾向にあります。</p> <p>4ページをご覧ください。真ん中「(1) 最適化活動の活動目標」一人当たりの活動日数は、国の推奨基準に従い、ひと月当り8日を目安にしておりました。</p> <p>5ページをご覧ください。一番下の「推進委員等の点検・評価結果」でございます。前任委員から提出をいただきました令和6年度の活動記録簿を集計した結果、ひと月当り8日、年間96日以上活動された委員が2名、ひと月当り6日以上委員が4名、残る32名は6日未満でしたので、それぞれの評定に当てはめ、記載をいたしました。令和7年度は、ひと月当り5日で設定しておりますので、この数字を目標に皆様、活動及び活動記録をお願いいたします。</p> <p>最後、6ページは、西予市農業委員会における6年度の申請処理状況です。農地法第3条が104件、4, 5条の農地転用が42件で、ほぼ平年並みの数字でありました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、議案第26号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」の説明を終わります。</p> <p>中村会長 事務局の提案説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>中村会長 質疑もないようですので、質疑を終結といたします。日程第9、議案第26号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」原案のとおり、決定することに賛成する農業委員及び農地利用最適化推進委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>中村会長 全員賛成と認めます。よって、日程第9、議案第26号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」原案のとおり決定しました。</p> <p>中村会長 以上をもちまして、本日の定例総会を終了といたします。</p> <p>次回の定例総会は、6月23日月曜日の午後1時30分からです。よろしくお願いいたします。</p> <p>亀岡局長 ご起立ください。一同、礼。お疲れ様でした。</p>
	午後2時13分閉会

議事録署名委員

会 長

3 番 委 員

20 番 委 員